

平成 26 年 5 月 30 日現在

機関番号：32644

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2012～2013

課題番号：24653147

研究課題名(和文) 成年後見活動における「ベスト・インタレスト アセスメント項目」の作成と検証

研究課題名(英文) Development and Review of "Best Interests Assessment Items" for the Guardianship Program for Adults

研究代表者

西原 留美子(NISHIHARA, Rumiko)

東海大学・健康科学部・講師

研究者番号：10287055

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円、(間接経費) 420,000円

研究成果の概要(和文)：成年後見活動では、判断能力が不十分な人のベスト・インタレスト(最善の利益)を成年後見人が判断しなければならない。イギリスでは、2005年意思能力法(MCA2005)に基づく行動指針が実践的ガイドラインとして機能している。

基本資料の収集と分析の結果、医学面、感情面、福祉/社会面からメリットとデメリットを評価するバランスシート原理や、IMCA報告書を書くための最善の実践ガイダンス等が实际的であり、わが国の成年後見活動にも活用できることがわかった。アセスメント項目としてチェックリスト化することが今後の課題である。

研究成果の概要(英文)：In the adult guardianship program, guardians for adults are required to determine best interests for their wards, whose ability for judgment is insufficient. In England, the code of practice made under the Mental Capacity Act 2005 (MCA2005) acts as practical guideline.

Results of analysis of basic materials that were collected clarified that methods such as the balance sheet principle to assess advantages and disadvantages in terms of medical, emotional and welfare/social aspects, and the best practice guidance to make the IMCA report practical as well as applicable to the adult guardianship program in Japan. A future task is to make a checklist using these methods as assessment items.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：成年後見 ベスト・インタレスト 最善の利益 イギリス2005年意思能力法・行動指針 MCA2005 IMCA アセスメント

1. 研究開始当初の背景

(1) わが国の成年後見制度は、判断能力が不十分な人の本人意思を尊重した自己決定の尊重と保護の調和を図ることを理念に掲げ、民法第 858 条に「身上配慮義務」を規定している。しかし同条は実践における具体的な行動指針とはいえ、実際の判断は個々の成年後見人等に委ねられているのが実情である。成年後見活動が本人保護に偏りすぎ、本人意思尊重が疎かになった場合は、本人の権利侵害にも繋がる危険性を孕んでいる。権利擁護の取り組みが権利侵害に陥ることがないように点検し、適正に成年後見活動を行うためには具体的な行動指針が必要である。

(2) 成年後見活動における「成年被後見人の最善の利益」を判断する際のアセスメント項目を明確にする必要があると考え、2006 年から研究に取り組んできた。

第一段階として、成年後見人として活動歴のある社会福祉士を対象に、2006 年に 12 名から 18 事例を、2009 年に 7 名から 8 事例の聴き取り調査を行ったⁱ⁾。

第二段階であるアセスメント項目試案の作成には、先行事例としてイギリス(イングランド及びウェールズ)における、Mental Capacity Act 2005 (以下、MCA2005)及び行動指針(Mental Capacity Act 2005 Code of Practice)が参考になると考えた。

(3) MCA2005 及び行動指針の運用状況については、2010 年 8 月にロンドンを中心に訪問調査を実施したⁱⁱ⁾。その結果、行動指針は、判断能力が不十分な人のベスト・インタレスト(最善の利益)を判断するための実践的ガイドラインとして機能しており、わが国の成年後見実践への活用に示唆を与えてくれるものであった。訪問調査では、関係者が行動指針を遵守することで判断能力が不十分な人々の権利擁護に努めていること、ベスト・

インタレスト(最善の利益)を判断するためのシステム(ベスト・インタレスト・ミーティングや保護裁判所の関与等)が存在し、関係者一同が行動指針を共通認識するよう努め、有効なツールとして用いていることがわかった。特に IMCA (Independent Mental Capacity Advocate) サービスの代弁機能は、本研究の目的と重なる部分が多く、IMCA サービス提供者を対象とする研修プログラムや教材、良い実践の蓄積と公表の取り組みからは多くの示唆が得られ、最善の利益を判断するためのアセスメント項目試案作成に大いに参考になるものと推察された。

2. 研究の目的

(1) イギリス MCA2005 及び行動指針を参考にしつつ、わが国独自の「ベスト・インタレスト アセスメント項目」を作成し、その有効性を検証することを研究の目的とした。

(2) 研究期間内に、イギリス MCA2005 及び行動指針の運用に関する資料収集と翻訳、分析、わが国における「ベスト・インタレスト アセスメント項目(試案)」の作成、我が国成年後見関係者を対象とした試案の有効性に関する調査の実施を計画したが、に時間を要したため、の原案作成で留まり継続研究となっている。

3. 研究の方法

(1) 文献研究である。文献の収集は、2010 年 8 月の訪問調査で協力を得た現地の協力者に、訪問調査時に調査対象とした組織・機関を中心に、ベスト・インタレスト(最善の利益)を見出す取り組み、IMCA の研修プログラム、IMCA の実践例、IMCA に関する報告書等の 2010 年 8 月以降の動向に関する調査と資料収集、レビューの作成を依頼した。文献調査の期間は 2012 年 5 月から 8 月である。

(2) 倫理的配慮として、調査先に資料収集

の目的について口頭及びメール等で説明し、同意を得てもらった。また一般に公表されていない資料については、研究目的にのみ限定して使用し、広く頒布はしないことを約して資料を提供いただいた。

(3) 現地協力者が作成した資料のレビューを手掛かりにして、筆者が目的とする最善の利益を判断するためのアセスメント項目試案作成に参考になる資料を抽出した。

4. 研究成果

(1) 「バランスシート原理」と「最善の利益会議(ベスト・インタレスト・ミーティング)」: ロンドンのケンジントン・チェルシー区が独自に作成した「最善の利益のための意思決定」職員用ガイダンスは、MCA2005 と行動指針を具現化するための手順が、職員にわかりやすく解説されている資料である。

(2) この中で着目したのは、「バランスシート原理」である。保護裁判所で裁判官がベスト・インタレスト(最善の利益)のための意思決定を行うときに、しばしばバランスシートの原則を用いるとあり、提案された選択肢の感情的、医学的、社会的および福祉的なメリットとデメリット(各発生可能性を含む)のリストを作る方法である。

(3) 「最善の利益会議(ベスト・インタレスト・ミーティング)」は、意思決定者が専門家のサポートを必要とするときや、意思決定者と関係者間で意見の不一致がある場合は、開催すべきであるとされている。この会議の持ち方についても、細かく手順が示されている。

(4) 最善の利益会議(ベスト・インタレスト・ミーティング)で、関係者が手順をふまえて、合議で最善の利益を見出し、その経過を記録に残し、検討を要する項目を漏れなく

検討したことが証拠として残される。重要な決定を個人の判断で行うのではなく、会議を開き記録に残すという手順をふむことは、わが国も見習うべき仕組みであると考えられる。

(5) IMCA (Independent Mental Capacity Advocate)による意思決定支援: IMCA は意思決定者にはならず、本人の意思決定を支援する役割を担う。具体的にどのように意思決定支援に関わるのか、「住居決定とケア検討へのIMCAの関与」と題するSCIE (Social Care Institute for excellence) が作成したガイダンス (SCIE GUIDE 39) が参考になる。

(6) 「ベスト・インタレスト決定の主要ファクター」の項では、IMCAの役割について、本人の見解と希望がベスト・インタレスト決定の中心になるようにすることであると述べられている。そして決定には様々なファクターを比較考量することが必要であると指摘し、項目が列記され、各項目にIMCAが確認すべきポイントが詳細に示されている。

(7) 住居の変更は、本人にとって大きなストレスとなる重要な決定であるが、IMCAは本人の立場で様々な情報を集め、比較考量し、本人の意思決定支援ができるよう代弁機能を果たすことが求められる。その際、どのような情報をどのように集めればよいのか、実際的で詳細な項目が示されていることは、IMCAが自らの活動を自己チェックし、適正な活動につなげる指標になるものと考えられる。

(8) わが国の場合は、住居の変更等も後見人個人の判断に委ねられており、本人や関係者と内容を共有しているとは言い難い。後見人が何を根拠に最善の利益を選択したのかを言語化し、関係者に説明し、個人のレベルから関係者共通の言語に集約していく過程

こそが、権利擁護実践を具現化していく上で必要不可欠な作業であると考える。

(9) IMCA (Independent Mental Capacity Advocate) の実践を支える仕組み：A4A (Action for Advocacy) は、IMCA の研修を提供している団体である。IMCA 提供者が現在どのような問題に直面しているか調査を行った結果、IMCA 実践の多様性に対する懸念や実践ガイダンスの必要性を訴えるものがあった。

(10) これをふまえ、IMCA 過程の開始と終了に焦点を置いた推奨例を提供することをめざし、最善の実践ガイダンスを作成することになったという。それが、「IMCA 依頼」と「IMCA 報告書を書くための最善の実践」ガイダンスである。

(11) 「IMCA 依頼」のガイダンスは、文字通り依頼にまつわる考える限りの側面と問題点をあきらかにして、一貫性のある実践を導こうとしている。IMCA は依頼を受けると、本人に関して考え得るありとあらゆる情報を集め、意思決定者が本人意思を反映した意思決定ができるよう、報告書を提出する。

(12) IMCA 報告書を書くためのガイダンスでは、「報告書の構成、IMCA 報告書はどのようにすれば本人を最も代弁できるのか、報告書に何を書くべきか、IMCA はいかにして情報を集めるか、報告書に何を書くべきでないか」等の解説と、報告書の見本がついている。

(13) 「報告書に何を書くべきか」では、提案された決定（考慮された選択肢を含む）IMCA によって取られた行動、本人との協議及び観察内容、意思決定者や介護者その他意見を聞いた人との協議、保険及びソーシャルケア記録からの詳細、サービスの見学、調査内

容等の項目が列記されている。これらの項目は、ベスト・インタレスト（最善の利益）を検討するために集める必要がある情報が何であるかの参考になる。

(14) 「IMCA はいかにして情報を集めるか」では、「IMCA の役割は依頼されざる代弁である。依頼されざる代弁とは、本人が代弁人に自分の代弁をせよとは依頼しなかったという意味である。IMCA は依頼されずに働くが、これは本人が自分の意見、希望、気持ち、信念を表明できないということではなく、IMCA の役割は、本人の声を IMCA の作業の核心に据えるようにすることである」と解説されている。

(15) 権利に基づいたアプローチ、観察アプローチ、本人中心のアプローチ、見守り報告といったアプローチを使い、情報を集めるよう推奨されている。ここでも、本人を中心に据える思想が明確に示されている。

(16) IMCA の研修プログラムと教材開発にも目を見張るものがある。シティ・アンド・ギルズ（資格授与団体）の IMCA ユニットの学ぶ人のための教材（教育者用の資料とのセット）は、膨大な練習問題が並んでいる。

(17) IMCA の研修では、チューターまたはアセサーは学習者を現場で実践評価をするとともに、学習者に IMCA の役割に特有の様々な課題を実行できるという証拠を示したポートフォリオを提出させなければならない。

(18) MCA2005 に基づき 2007 年から開始された IMCA という新しい仕組みが機能するよう、関係者が一丸となって取り組んでおり、本人を中心に据えた権利擁護の仕組み作りに真摯に取り組む姿勢が伝わってくる。また、実践事例の集約と課題の抽出、それに対する対

応策の提示という一連の展開が、迅速かつ丁寧であり、時機を逸することがない。その行動力、実践力からも、学ぶところが大きい。わが国でも、権利擁護実践が個人レベルの取り組みに終わることがないように、実践を検証するための組織的な支援の仕組みの構築が急務である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

西原留美子、Mental Capacity Act2005 におけるベスト・インタレスト決定過程 - わが国の成年後見活動への活用の可能性 -、東海大学健康科学部紀要第19号、査読有、2014、pp.59-67

6. 研究組織

(1)研究代表者

西原 留美子 (NISHIHARA, Rumiko)

東海大学・健康科学部・講師

研究者番号：10287055

-
- i) 西原留美子、佐久間志保子 (2007年): 成年後見活動において身上に配慮した生活支援のあり方を決定する際のアセスメント項目の研究 社会福祉士を対象とした聴き取り調査の分析その1 -、東海大学健康科学部紀要第13号 pp9 - 18、
西原留美子、佐久間志保子 (2008年): 「成年被後見人の最善の利益」を判断する根拠に関する研究 社会福祉士への聴き取り調査の分析 -、東海大学健康科学部紀要第14号 pp83 - 90
西原留美子、佐久間志保子 (2011年): 「成年被後見人の最善の利益」を判断する根拠に関する研究 その3 社会福祉士への聴き取り 26事例の総括、東海大学健康科学部紀要第17号 pp25 - 31
- ii) 2010年度特別研究休暇研究費にて現地調査を実施した。訪問先は、ケンブリッジハウス (IMCA サービスプロバイダー)、COP (保護裁判所)、OPG (公的後見局)、Action for Advocacy (IMCA サービス実施者への研修実施機関)、Social Care Institute for excellence (ソーシャルワークの研究機関)、ベスト・インタレストに関する良い実践例の収集等)、Leonard Cheshire Disability が経営する重度知的障害者のケア・ホーム Park Side、Westminster Council (行政)、Lambeth Council (行政)、Maudsley Hospital (精神科病院)、その他高齢者関係施設である。研究成果は、日本社会福祉学会第59回秋季大会においてポスター発表を行った。

西原留美子、佐久間志保子 (2011年): ロンドンにおける Mental Capacity Act2005・行動指針に基づく権利擁護実践 わが国の成年後見活動への活用の可能性、日本社会福祉学会第59回秋季大会ポスター発表